

# 令和元年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業 募集要項

川崎市では、商店街団体だけでなく、やる気ある事業者や事業者グループによる事業を支援する、「川崎市魅力あふれる個店創出事業」を実施します。

## 1 事業目的

意欲とアイデアのある市内の事業者、事業者グループ、商店街団体が実施する事業を支援することで、新たな連携・協働や先進的かつ意欲的な事業を創出し、市内商業の活性化していくことを目的としています。

## 2 対象者

次の3つのうち、どれか一つに該当するものが申請できます。

申請者種類	定義
事業者	市内に店舗及び事業所を有する中小企業事業者
事業者グループ	市内に店舗及び事業所を有する中小企業事業者が原則3者以上集まり、活動している任意団体
商店街団体	市内に存する任意又は法人格を有する商店街の団体

※中小企業事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）のサービス業及び小売業を指します。

	小売業	サービス業
資本金	5,000万円以下	5,000万円以下
常時使用する従業員の数	50人以下	100人以下

## 3 対象事業

令和元年度中に新たに実施するもので、事業効果が高いと認められた事業が対象です。

対象事業の種類	事業例
新商品、共同ブランド等の開発事業	・ 地域の名産品を活用した新商品の開発
情報発信事業	・ 地域の事業者グループによる広報紙やホームページ等を活用した情報発信 ・ 大学と連携した地域ブランドづくり
活力ある繁盛店育成事業（街バル・まちゼミ等）	・ 商店街や事業者グループによる街バル・まちゼミの実施 街バル・・・チケットとマップを手に、参加店舗を食べ・飲み歩くことで、お店や街の魅力を再発見するイベント まちゼミ・・・店主が講師となって、専門的な知識や情報を無料で受講者（お客様）に伝える少人数制のゼミ

※1 令和元年度中に新たに実施し、事業効果が高いと認められた事業が対象です。

※2 街バルは10店舗以上、まちゼミは20講座以上の場合が対象です。

※3 本市の他の補助等を受ける事業は対象外となります。

※4 国・県等の補助との併用は可能ですが補助金額は、国・県等の補助金額を控除した額に対して1/2以内の額となります。

#### 4 対象経費

次の経費が対象となります。なお、すべて領収証が必要ですのでご注意ください。食糧費、備品購入費、負担金、寄付金等の経費については補助対象外です。

経費区分	内容
報償費	専門家等謝金
原材料費	原材料購入、包装に要する経費 ※販売を開始するまでの試作品等にかかる経費が対象です。
広報費	チラシ、リーフレット等作成費、事業の広報等に要する経費
会議費	会議室使用料、資料作成費、印刷費
消耗品費	消耗品の購入にかかる経費
その他経費	その他市長が必要と認める経費

#### 5 補助内容

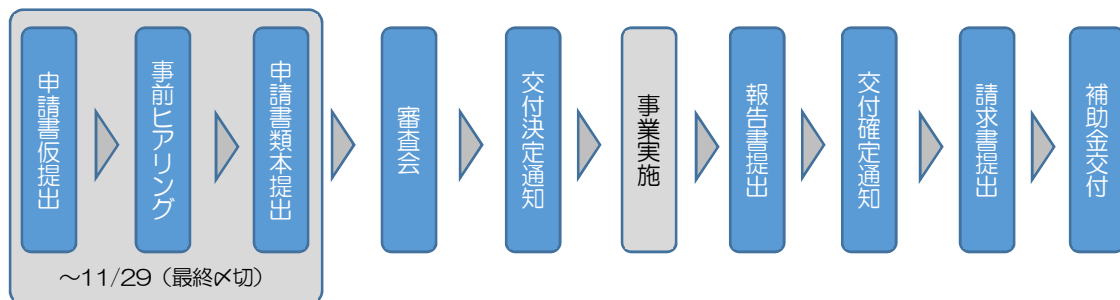
- 補助率 : 1/2 以内
- 補助上限 : 30 万円
- 最低事業費 : 10 万円

#### 6 申請方法

①交付申請書、②事業計画書、③収支予算書、④誓約書に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールにて商業振興課までお申し込みください。いずれも川崎市のホームページからダウンロードすることができます。

#### 7 事業の流れ

申請に合わせ、順次、手続きを進めます。まずは早めに川崎市商業振興課（044-200-2330）にご相談ください。申請の最終締切は、令和元年11月29日となります。



#### 【お問い合わせ・お申し込み先】

川崎市 経済労働局 産業振興部 商業振興課  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階  
電話 : 044-200-2330 FAX : 044-200-3920  
メール : 28syogyo@city.kawasaki.jp